

移動支援モデル契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者に提供するサービスの内容及び利用料金に関する事項を定めます。

1 提供するサービスの内容

移動支援事業	身体介護伴う	身体介護伴わない
	時間	時間

2 利用料金

(1) 移動支援サービスに係る利用者負担額

移動支援サービスに係る利用者負担額は、墨田区（以下、「区」といいます。）が定める利用者負担上限月額（移動支援サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

あなたの月額負担上限額は、区が定めた月額 , 円です。

(2) サービス提供に伴う実費

ヘルパーの公共交通機関等の交通費
利用者の実費負担となります。

入場料等の実費

映画鑑賞等、支援にあたりヘルパー分の入場料等が発生する外出については、利用者の実費負担となります。

(3) サービス提供区間を除く、出発地まで、または到着地（解散場所）からの移動にかかるヘルパーの交通費

出発地又は到着地が区内の場合

交通費は無料です。ただし、ヘルパーが利用者を目的地に送った後に一人で出発地に帰る分の交通費は利用者の実費負担となります。

出発地又は到着地が区外の場合

利用者の実費負担となります。

(4) 記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

(5) その他の費用

事業者ごとに規定

3 キャンセル規定

事業者ごとに規定

事業者

(事業者名)

(住所)

(代表者名)

印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者

(住所)

(氏名)

印

代理人又は立会人等

(住所)

(氏名)

(続柄)

印